

5保援第1568号  
令和5年11月7日

公益社団法人福岡県薬剤師会長 殿

福岡県福祉労働部長



生活保護受給者の医療券・調剤券及び介護券における公費受給者番号の変更について

平素より、本県の生活保護行政に格別のご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本県では、令和6年4月からの生活保護法の医療扶助による受診について、オンライン資格確認の導入を予定しており、その準備として公費受給者番号を変更する予定としております。

つきましては、本県にて発行する医療券・調剤券及び介護券（郡部生活保護受給者のみ）については、令和5年12月発行分から公費受給者番号が新しい番号に変更となりますので、予めお知らせいたします。

(お問い合わせ先)

〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7  
福岡県 福祉労働部  
保護・援護課 保護医療係  
TEL 092-643-3295(直通)

# 医療扶助のオンライン資格確認について（概要）

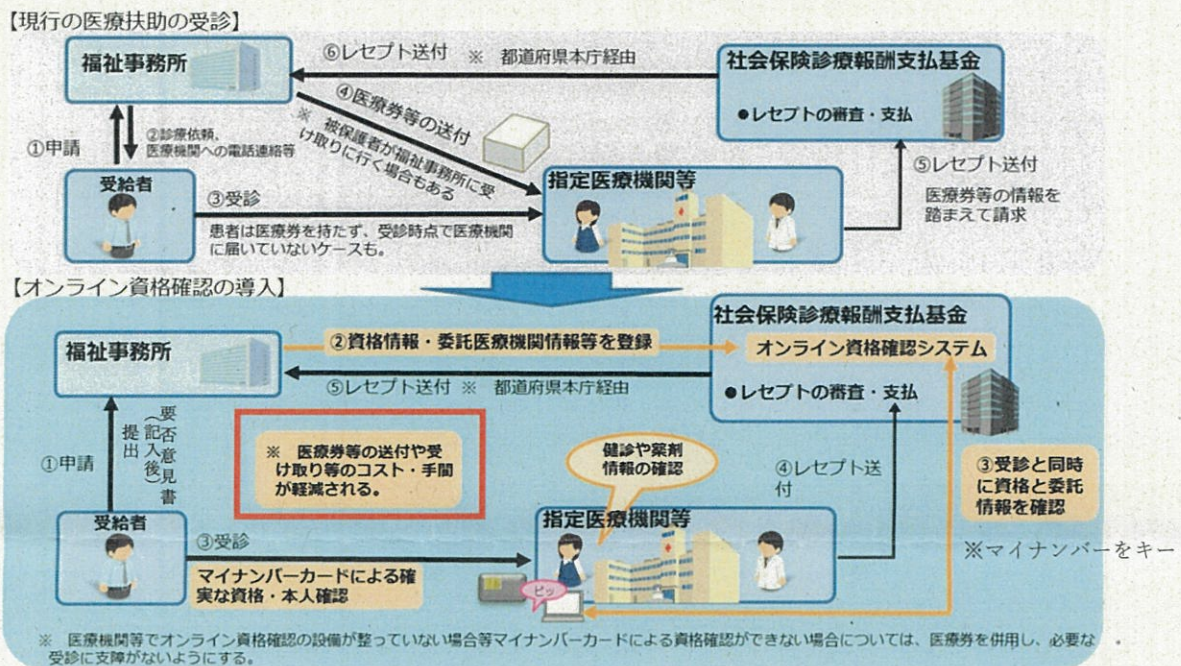
## 1 医療扶助のオンライン資格確認について

○令和3年6月11日に生活保護法が改正され、令和6年4月以降は、生活保護受給者が医療機関を受診する場合は、原則マイナンバーカードにより生活保護の資格確認を受けることとされました（現在は紙で発行された医療券を利用）。

※要否意見書（郡部の生活保護受給者の場合は診療依頼書及び連名簿）方式は継続。

⇒郡部の生活保護受給者の場合

受診の際はマイナンバーカードと診療依頼書の両方が必要



(厚生労働省 HP より)

## 2 公費受給者番号の変更について

○令和5年12月発行分の医療券、調剤券及び介護券から、新しい公費受給者番号に変更する予定としております。

○つきましては、11月及び12月に発送する医療券、調剤券及び介護券に、別添のお知らせ文書を同封し、周知を図ることといたします。

関係機関の皆様へ

## 公費受給者番号の変更について

○ 公費受給者番号の変更について

本県にて発行する医療券、調剤券及び介護券について、令和5年12月発行分から新しい公費受給者番号に変更となる予定です。

※12月以降に過去月分を発券する際は、生活保護受給者によっては新番号になる場合と旧番号になる場合があります。

○ 診療報酬請求及び介護報酬請求について

診療報酬請求及び介護報酬請求の際は、必ず受領した券の公費受給者番号をご確認いただき、請求を行っていただくようお願いします。

※異なる公費受給者番号で請求を行った場合、返戻となる場合があります。

(お問い合わせ先)

福岡県 福祉労働部 保護・援護課 保護医療係

電話：092-643-3295

関係機関の皆様へ

## 公費受給者番号の変更について

○ 公費受給者番号の変更について

本県にて発行する医療券、調剤券及び介護券について、令和5年12月発行分から新しい公費受給者番号に変更となっています。

※12月以降に過去月分を発券する際は、生活保護受給者によっては新番号になる場合と旧番号になる場合があります。

○ 診療報酬請求及び介護報酬請求について

診療報酬請求及び介護報酬請求の際は、必ず受領した券の公費受給者番号をご確認いただき、請求を行っていただくようお願いします。

※異なる公費受給者番号で請求を行った場合、返戻となる場合があります。

(お問い合わせ先)

福岡県 福祉労働部 保護・援護課 保護医療係

電話：092-643-3295